

令和3年度 藤沢市幼稚園教諭等就労奨励助成金のご案内

藤沢市では、令和3年度からの新たな事業として、市内幼稚園等における人材の確保を目的に、幼稚園等へ就労していない幼稚園教諭等を対象とする就労奨励助成金事業を行います。

1 対象者

助成の対象者は、市内の幼稚園等に就職又は再就職（期間の定めのない労働契約又は1年以上の労働契約を締結）し、次のいずれかに該当する幼稚園教諭等

- ① 幼稚園等での就労経験があり、離職（退職）後1年以上経過した幼稚園教諭免許^{※1}を有する方で、市内の幼稚園等に教諭として就労する方。
- ② 幼稚園等での就労経験はないが、幼稚園教諭免許取得後1年以上が経過し、市内の幼稚園等に教諭として就労する方。
- ③ 幼稚園教諭免許を失効しているが、教諭としての就労経験があり、市内の幼稚園等へ教諭の補助又は保育従事者として就労する方。

※1 幼稚園教諭免許・・・教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定に基づき授与される幼稚園教諭としての免許状。

2 対象施設

市内の幼稚園及び認定こども園

3 助成額

助成額は次の区分ごとの額とします。

- (1) 1の対象者①又は②に該当し、常勤職員^{※2}として就労した場合 7万円
- (2) 1の対象者①又は②に該当し、非常勤職員として就労した場合 5万円
- (3) 1の対象者③に該当し、常勤又は非常勤職員として就労した場合 3万円

	対象者①・②	対象者③
常勤職員	7万円	3万円
非常勤職員	5万円	

※2 常勤職員・・・期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の定めのある労働契約を締結している者であって、幼稚園等において常態的に継続して勤務し、当該幼稚園等を適用事業所とする社会保険の被保険者である職員。

4 申請等の手続きの流れ

(1) 助成金の交付申請

対象者本人が、次の書類を用意し、市へ提出してください。

【提出書類】 ア 助成金交付申請書（第1号様式）

イ 雇用証明書（第2号様式）

※就労する幼稚園等で証明を受けてください。

ウ 幼稚園教諭免許状の写し

エ 履歴書（これまでの勤務状況が分かる書類）

オ 誓約書兼同意書（第3号様式）

※その他市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

【提出先】 藤沢市役所 本庁舎3階 保育課 幼児教育担当

【提出期限】 市内の幼稚園等へ就労した日から3ヵ月以内

※令和3年度に開始した事業のため、原則、令和3年4月1日以降に就労した場合を対象とします。

(2) 助成金の交付決定

申請に基づき、市が助成の可否および助成金額を決定し、交付等決定通知書を郵送します。

(3) 助成金の請求

交付決定を受けた場合は、交付等決定通知書とともに藤沢市幼稚園教諭等就労奨励助成金交付請求書兼口座振込依頼書を送付しますので、必要事項を記入し、藤沢市役所保育課幼児教育担当へ提出してください。

※助成金の支払いは、原則、請求のあった日から30日以内に行います。

5 留意事項

(1) 助成金の税務上の取扱いについて

本助成金に係る税務上の取扱いは「一時所得」に該当します。助成金を受けた方は、必要に応じて、ご自身で申告等を行う必要があります。

(2) 助成金の返還等が必要となる場合について

次のいずれかに該当する場合は、市への届け出が必要となります。また、状況に応じて交付決定を受けた助成金の全部または一部を返還することとなります。ただし、やむを得ない理由が認められる場合は除きます。

(ア) 就労後1年を経過する前に退職したとき

(イ) 就労後1年を経過する前に就業場所が市内幼稚園等でなくなったとき

(ウ) 就労後1年を経過する前に就労形態を変更した場合、就労後助成額の区分は金額の低い方となりますので、申請時の助成額との差額を返還することとなります。

※(ウ)の場合

〔例1〕幼稚園教諭免許を有する人が常勤職員として就労したが、1年を経過する前に非常勤職員として就労することとなった場合

助成額の区分 (当初) 7万円 → (変更) 5万円

※差額の2万円を返還

〔例2〕幼稚園教諭免許を有し、常勤職員として就労したが、1年を経過する前に免許を失効した場合

助成額の区分 (当初) 7万円 → (変更) 3万円

※差額の4万円を返還

(3) その他

ア 本助成金は、対象者1人につき1回限りとなりますので、転職等により複数回申請することはできません。

イ この助成金交付事業は、原則として令和3年度から5年度までの実施となります。

以 上

【問合せ先】 藤沢市 子ども青少年部 保育課 TEL 0466-50-8226 (直通) FAX 0466-50-8446
